する場合には、メザニン貸付人エージェントがシニアエージェントを兼任することがある。）及びこれらのエージェントの選任・解任権を有し、当該業務等を統括する「全体エージェント」として、本新規貸付人が指定する者を新たに選任すること、これに伴い、借入人の本件新規貸付人及び優先貸付人に対する全ての債務の履行が完了するまでの間、メザニン貸付人エージェントの業務はメザニン貸付人のみに権限がある事項についての業務に限定されること、⑧本新規貸付契約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間は、メザニン貸付人エージェント、リファイナンス・エージェント、優先貸付人事務代行会社、メザニン貸付人事務代行会社及び借入人事務代行会社（いずれも債権者間協定書に定義される。以下同じ。）の選任及び解任の権限は本新規貸付人のみが有すること。

議案三　一案の承認の件

右記議案は、議案一及び二に挙げたものの他、一案の実行に関連して必要な承認を得るために、本社債要項二六項一号に基づき提出される。一案に係る本新規借入に関する事項の大要は次のとおり。

①貸付金額五五億円で、五年間貸付け、満期日に一括弁済、②利払いは六ヶ月毎で適用金利は六ヶ月ＴＩＢＯＲに年率七・五パーセントを加算した利率、③貸付手数料は貸付金額の一パーセント、④遅延損害利率は年率二〇パーセント、⑤本借入日から三年間は期限前弁済を禁止し、それ以降は、期限前弁済額の一パーセントを支払った場合に期限前弁済ができる、⑥その他本新規借入と同種のノンリコースローンに一般的に盛り込まれる項目及び本新規貸付人が必要とする項目に関する規定が置かれる。

議案四　二案の承認の件

右記議案は、二案及び二案の実行に関連して必要な承認を得るために提出されるものであり、具体的には、①借入人が借入人からその所有する本道路を譲り受ける者に対して本道路を五五億円から売買実行日現在において借入人が保有する現預金の金額（但し借入人が支払うべき合理的な費用があれば、現預金の金額から控除する。）を控除した金額で売却する内容の売買契約（なお、かかる売買契約には、それと同種の売買契約に一般的に盛り込まれる項目及び譲受人が必要とする項目に関する規定が置かれる。）を締結し、当該売買契約に基づく売買を実行すること並びに当該売買の実行に伴い、②優先ローンに係る元本全額の期限が当該売買の代金全額が支払われる日に到来することと及び③本社債の未償還元金全額について償還期限が当該売買の代金全額が支払われる日の翌営業日に到来することについての承認を得るために提出される。

なお、議案四は、各本集会及びメザニン集会のいずれかにおいて一案に関する議案が承認されないことを条件として決議されるものとする。

議案五　リファイナンス・エージェントの追加及び報酬の変更等にかかる承認の件

右記議案は、①リファイナンス・エージェントとして、シティバンク銀行株式会社を追加する旨の変更、②債権者間協定書一七条に定めるリファイナンスが成功した場合の成功報酬を、本社債の残存元本金額の一パーセント及び本新規借入又は二案において予定される借入人から本道路を譲り受ける者による本新規借入に係る借入額の〇・七五パーセントを上限とする旨の変更並びに③本リファイナンスプランに定めるリファイナンスが債権者間協定書一七条に定めるリファイナンスに含まれること、本リファイナンスプランが同別紙一Ａ３に規定する資金調達スキームに含まれること及び一案におけるリファイナンス後のリファイナンス・エージェントは、新たに締結される債権者間協定書の規定に従って選任されることを確認する旨の変更に関連して必要な社債管理者の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認を得るために提出される。

四　右議案に関する詳細の照会先及び議決権行使書面の送付先

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三二階新日本アーンストアンドヤング税理士法人　気付

株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー

五　証明書の送付先

東京都千代田区大手町一丁目二番三号

株式会社三井住友銀行　証券ファイナンス営業部

平成二十五年七月九日

東京都渋谷区東一丁目二八番六―一一〇二号ライオンズマンション渋谷シティ

株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー

代表取締役　望月　秀晃

社債権者集会招集公告

社債権者各位

株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー（以下「優先貸付人」という。）が有限会社熱海ビーチライン（以下「借入人」という。）との間で二〇〇七年七月十一日付で締結した金銭消費貸借契約（同契約に基づく貸付を、以下「優先ローン」という。）に基づく貸付債権の回収のための資金調達スキーム（以下「本リファイナンスプラン」という。また、本リファイナンスプラン中の「リファイナンスプランⅠ」及び「リファイナンスプランⅡ」と表記されるプランを、それぞれ、以下「一案」及び「二案」という。）が、二〇一三年五月三十一日付でシティグループ証券株式会社及びシティバンク銀行株式会社より後記五記載の社債管理会社宛に提出されておりますが、本リファイナンスプランの承認に関して、左記のとおりアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド（以下「発行会社」又は「メザニン貸付人」という。）が発行したアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド第一回無担保社債（責任財産限定特約付・少人数投資者向け）（以下「メザニン社債」という。）の社債権者集会（以下「本集会」という。）を開催しますので公告します。

本集会において議決権を行使する場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第八十六条第一項及び第二項の規定に基づく提示のため、メザニン社債に係る振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」という。）を、二〇一三年七月二十三日までに到着するよう後記五の送付先にご送付下さい。なお、本集会に出席する場合は、当日、当該証明書（右記の送付により、当日に提示があったものとみなされる。）及び本人確認書類の提示、及び代理人ご出席の場合は更に委任状の提示が必要です。

当日出席できない場合は、右記要領による証明書の提示及び議決権行使書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、二〇一三年七月三十日午後五時までに議決権行使書面を後記四の送付先にご送付下さい。

記

一　日　時　平成二十五年七月三十一日（水曜日）午前一〇時〇〇分

二　場　所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二二階　シティバンク銀行株式会社　会議室

三　会議の目的たる事項

左記の議案一乃至四のとおり

議案一　一案に関連する社債管理会社の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認の件

右記議案は、発行会社が当事者となっている責任財産（メザニン社債の社債の要項一七項に定義される。）に関連する契約の内容もしくは当事者を一案において予定される借入人による新規借入（以下「本新規借入」といいます。）に係る借入日（以下「本借入日」という。）付で変更し又は同日付で新たな契約を締結し、発行会社及びその他の関係当事者の間で締結された二〇〇七年七月二十四日付債権者間協定書（以下「債権者間協定書」という。）別紙三に定める事項について発行会社が同意することに関連して必要な社債管理会社の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認を得るために、本社債要項二五項三号に基づき提出される。当該事項に関する事項の大要は次のとおり。

①本借入日付で借入人から優先貸付人に対して金五五億円の限度で優先ローンの期限前弁済が行われ、あわせて本借入日の翌営業日時点における株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回Ａ―２号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「Ａ―２号社債」という。）、株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回Ｂ号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「Ｂ号社債」という。）及び株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回Ｃ号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「Ｃ号社債」という。）（個別に又は総称して、以下「シニア社債」という。）の未払利息全額と同額の利息が借入人から優先貸付人に対して支払われること、②優先貸付人のために担保権が設定されている責任財産（シニア社債の社債の要項一六項に定義されます。）に関して、本新規借入に係る貸付人（以下「本新規貸付人」という。）のためにも担保権が設定され、当該担保権の順位は、本新規貸付人、優先貸付人、メザニン貸付人の順になること、但し、優先貸付人及び株式会社グランビスタホテル&リゾート（以下「貸借人」という。）の間で締結された二〇〇七年七月二十四日付動産譲渡担保契約に基づく譲渡担保権は解除され、新たに本新規貸付人のために当該譲渡担保権と同様の譲渡担保権が設定されること、③債権者間協定書第一条乃至第五条に規定する支払順位その他の優先順位その他債権者間協定書に関する一切の事項に関して本新規貸付人が優先貸付人よりも上位となり、また、優先する権利を取得すること、④当初資本的支出及び修繕費用として一定額（五億円から五億五千